

令和4年12月28日

青木島遊園地の廃止を判断した経緯について

○廃止を判断した理由

はじめに、「一人の意見で廃止」と報道されてきましたが、青木島遊園地廃止の判断に至った理由は次のとおりです。

- ① 児童センター、保育園、小学校に囲まれた立地の特殊性から利用が集中する環境
 - ② 現在、遊園地がほとんど使われていない状況
 - ③ 近隣施設の管理者からの「これからも遊園地は使わない（現状では利用が実質困難）。」というご意見
 - ④ 設置を要望した地元区長会からの廃止の要望
 - ⑤ 愛護会活動の担い手がないこと
 - ⑥ 遊園地用地が借地であり、今後も借地料が発生していくこと
- これらを総合的に考えて、遊園地の廃止を判断したものでございます。

○廃止に至る経緯

青木島遊園地の廃止に至る経緯について説明いたします。

青木島遊園地は、都市公園法に基づく「都市公園」ではなく、地元区長会からの要望により設置した「遊園地」という位置づけの広場です。児童センターの建設に伴い平成16年4月1日に開設したもので、面積は1,376㎡、広場に雲梯1基のみを設置しております。なお、遊園地の土地は市有地ではなく民有地を借地しております。

本市では、727カ所ある公園、遊園地を限られた本市の予算で管理していくために、草刈りやごみ拾いなどの管理を行う公園愛護会活動を、地域住民や団体をお願いしており、この遊園地は、開設当初、児童センター保護者会、小学校PTA、地元区長協議会が愛護会活動を行っていましたが、その後児童センターが単独で担ってまいりました。

遊園地開設後、児童センター、保育園、小学校に囲まれた立地の特殊性から集団で利用する環境となり、昼間は保育園や小学校から子供たちが多数訪れ、夕方からは児童センターなどの子どもたちが毎日40～50人で一斉に遊ぶという状況になり、大きな声や音が発生していたようです。

また、ボールの宅地への飛び込み、そのボールを取りに来る際の宅地内の植栽の踏み荒らしや、夜間はサッカーのリフティング、更には花火の音などの騒音も

発生していたことから、近隣住民からご意見をいただくようになりました。平成20年度から21年度にかけて、利用者を奥へ誘導するための植栽の追加、出入口の変更、遊具の移設、照明の消灯時間を早める等の施設の変更・改修と併せ、禁止看板を設置いたしました。

児童センターでは、平成20年5月に遊園地でのボール遊びを禁止されたことからボール遊びをやめることにし、小学校では、低学年が校外を散策する年数回の授業において、大きな集団とならないよう学級単位で利用し、保育園では、会話をしない0～1歳児の少人数で春、秋などに利用しておりました。

令和3年3月以降は児童センターの遊園地利用が実質困難となり、令和3年7月、青木島遊園地の愛護会活動を行っていた児童センターから、この状況下では愛護会活動が継続できないという相談が本市公園緑地課にありました。

これを受けて、令和3年10月および12月に、近隣施設（児童センター、保育園、小学校）と地元の代表である青木島地区区長会の区長の皆さまと本市の関係課が話し合いを行いました。

話し合いでは、児童センターに替わって、愛護会活動の継続を公園緑地課から各施設、区長会に要請しましたが、近隣施設は遊園地を利用しない意向であり引き受け先がなく、区長会からは、現在ほとんど使用されていない状況や愛護会活動が継続できないことを踏まえると、遊園地の廃止はやむを得ないという意見が出され、区長会から令和4年1月、廃止要望の文書が提出されました。

○廃止の判断

子どもたちに静かに遊べというのは困難であり不自由を強いること、また、近隣の方には、40～50人が遊ぶ声に我慢を強いることも大きな負担になります。これまで、ハード、ソフトの対応を実施してまいりましたが、解決に至らなかったのは、この特殊な立地条件に問題があると考えております。本市内に児童センター、保育園、小学校に囲まれた遊園地は他にはなく、唯一の事例です。

これまで18年間にわたり、問題解決に向け対応してきた遊園地の管理者、近隣施設の管理者、地元区長会がそれぞれ責任のある立場で話し合いを行った結果を踏まえ、この状態を続けていくことは、利用者、近隣住民にとって好ましくないと考え、残念ではありますが、総合的に廃止の判断をしたものでございます。

なお、子ども達の外遊び場の確保につきましては、青木島遊園地の北側には小学校のグラウンドがあり、また、青木島遊園地から徒歩5分圏内には3カ所、10分圏内には13カ所の遊園地がありますのでご利用いただきたいと思います。